

合志市建設工事最低制限価格制度実施要領

（目的）

第1条 この要領は、市が発注する建設工事の競争入札において地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（第167条の13の規定により準用する場合を含む。）及び合志市契約事務規則（（平成18年規則第37号）以下「同規則」という。）第9条（第13条の規定により準用する場合を含む。）の規定によりあらかじめ最低制限価格を設け、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする制度に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 契約担当者（同規則第2条に規定する者。以下同じ。）は、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が130万円以上の建設工事を対象に最低制限価格を設けることとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる建設工事については、最低制限価格を設けないものとする。

- (1) 随意契約による建設工事
- (2) 契約担当者が特に認める工事

（定義）

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 最低制限基本価格とは、最低制限価格の算出の基礎となるものをいう。
- (2) 係数とは、最低制限基本価格に乗じる数値をいう。
- (3) 最低制限価格とは、最低制限基本価格に係数を乗じて算出した額とする。

(最低制限基本価格)

第4条 最低制限基本価格は、予定価格(消費税及び地方消費税相当額を除く。)の算出の基礎となった次の各号により定める割合に予定価格を乗じて1,000円未満を切り捨てた額とする。ただし、その割合が10分の9を超える場合にあっては、10分の9とし、10分の7に満たない場合にあっては、10分の7とする。

- (1) 直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費相当額に10分の6.8を乗じて得た額

(係数)

第5条 係数は、「1.00000」から「1.01000」の範囲により契約担当者が最低制限基本価格に乘じるものとする。

(予定価格調書の作成)

第6条 契約担当者は、予定価格調書に最低制限価格を記載したものを、封筒に入れて封印し、保管しなければならない。

2 契約担当者は、開札の際、前項に規定する予定価格調書を開札の場所に置かなければならない。

(入札に参加しようとする者への周知)

第7条 契約担当者は、入札に参加しようとする者に対し、最低制限価格を設けていることを周知するものとする。

(落札者の決定)

第8条 契約担当者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とし、最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者は、失格とする。

2 契約担当者は、前項の規定により落札者を決定したときは、入札者全員に対して、その旨を通知するものとする。

(公表)

第9条 契約担当者は、前条第2項の規定により通知した後、速やかに最低制限価格を公表するものとする。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行し、同日以後に入札の告示又は指名の通知を行う工事について適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。